OHARA
株式会社 オハラ

証券コード　5218

第107期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成28年1月28日（木曜日）　午前10時

開催場所

神奈川県相模原市中央区小山1丁目15番30号
当社　本社棟　2階　会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

CONTENTS

第107期定時株主総会招集ご通知…… 1
（提供書面）
事業報告 …… 3
連結計算書類 …… 24
計算書類 …… 27
監査報告書 …… 30
株主総会参考書類 …… 34
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款の一部変更の件
第３号議案　取締役２名選任の件
第４号議案　監査役３名選任の件
第５号議案　退任取締役に対する退職慰労金支給ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件
第６号議案　取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

証券コード　5218
平成28年１月12日

株　主　各　位

神奈川県相模原市中央区小山１丁目15番30号
株式会社　オハラ
代表取締役社長　齋藤弘和

第107期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第107期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年１月27日（水曜日）午後４時55分（当社営業時間終了時）までに到着するようご返送いただきたく、よろしくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年１月28日（木曜日）午前10時
受付開始時間は午前９時を予定しております。

２．場　　所　神奈川県相模原市中央区小山１丁目15番30号
当社　本社棟　２階　会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第107期（平成26年11月１日から平成27年10月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第107期（平成26年11月１日から平成27年10月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款の一部変更の件
第３号議案　取締役２名選任の件
第４号議案　監査役３名選任の件
第５号議案　退任取締役に対する退職慰労金支給ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件
第６号議案　取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.ohara-inc.co.jp/）に掲載させていただきます。

また、本招集ご通知に提供すべき書面のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.ohara-inc.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、「連結注記表」及び「個別注記表」も含んでおります。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年11月 1 日から
平成27年10月31日まで）

当社グループの経営管理の効率化を図るため、前連結会計年度より、連結子会社の決算日を８月31日(一部子会社は９月30日)から当社の連結決算日である10月31日に変更いたしました。

これに伴い、前連結会計年度には、当該子会社の平成25年９月及び10月の２ヶ月間(一部子会社は平成25年10月の１ヶ月間)における業績を反映しておりますが、前年度比につきましては、各年度ごとの数値を修正せずに算出しております。

１．企業集団の現況

(1)　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、一部に弱さが見られたものの、緩やかな回復が続きました。アジア地域では、中国経済は減速基調となり、その他の資源国経済も価格下落の影響などから減速しました。米国経済は、雇用・所得に改善が見られ、原油安の影響などから個人消費も好調に推移するなど、緩やかな拡大が続きました。欧州経済は、地政学的リスクが懸念されたものの、景気は持ち直しの動きが続きました。日本経済は、企業業績や雇用情勢に改善が見られ、緩やかな回復基調が続きました。

当社グループの光事業の関連市場では、デジタルカメラはコンパクトタイプ、レンズ交換式タイプともに需要の減少が続きました。一方、エレクトロニクス事業の関連市場においては、宇宙・天文向け硝材の需要や半導体及び液晶露光装置向け硝材の需要が堅調に推移しました。

なお、当連結会計年度における米ドル及びユーロの平均為替レートは、120.42円及び136.59円となり、前年度に比べて米ドルが約17.4％の円安、ユーロは約1.2％の円高で推移しました。

このような状況のもと、当連結会計年度の売上高は、特殊品の需要は堅調に推移したものの、光学機器用レンズ材の需要が弱含みで推移したことなどから、22,820百万円（前年度比8.0％減）となりました。

損益面では、売上総利益は、原料調達の見直しや、特殊品の生産効率改善などにより、5,488百万円（売上高総利益率24.0％）となりました。販売費及び一般管理費は、固定費削減などに努めたことから、4,949百万円（前年度比3.0％減）となり、営業利益は538百万円（前年度は110百万円の営業損失）となりました。経常利益は、営業外収益として為替差益や試作品等売却収入を計上したことなどにより、1,316百万円（前年度比166.1％増）となりました。当期純利益は、前連結会計年度に事業撤退した海外子会社の会社清算手続きの進行に伴い、子会社清算損を特別損失に計上した一方、当該子会社が所有する土地等の売却益を特別利益に計上したことなどから、545百万円（同31.5倍）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

（光事業）

当事業の主力製品であります光学プレス品は、デジタルカメラの需要減少傾向が続いたことから、売上高は13,852百万円（前年度比11.0％減）となりました。一方、光学ブロック品は欧米地域での販売増加により、売上高は2,252百万円（同6.0％増）となりました。

これらの結果、当事業の売上高は、16,105百万円（同9.0％減）となりました。

（エレクトロニクス事業）

特殊品は、宇宙・天文向け及び露光装置向け極低膨張ガラスセラミックスや、半導体露光装置向け高均質ガラスの販売が増加したことから、売上高は3,759百万円（前年度比8.5％増）となりました。一方、石英ガラスの売上高は2,954百万円（同14.1％減）となりました。

これらの結果、当事業の売上高は、6,714百万円（同5.5％減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は2,402百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ．当連結会計年度中に完成した主要設備

・光事業　台湾小原光学材料股份有限公司　光学ガラス製造設備

ロ．当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

・エレクトロニクス事業　当社本社工場　特殊ガラス製造設備

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入により充当いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区分	第 104 期 (平成24年10月期)	第 105 期 (平成25年10月期)	第 106 期 (平成26年10月期)	第 107 期 (当連結会計年度) (平成27年10月期)
売上高(百万円)	31,661	26,103	24,797	22,820
経常利益(百万円)	1,518	765	494	1,316
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	475	△4,005	17	545
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)(円)	19.55	△164.65	0.71	22.43
総資産(百万円)	57,015	54,582	54,823	55,130
純資産(百万円)	39,877	38,971	40,672	41,522
１株当たり純資産額(円)	1,625.18	1,582.67	1,650.60	1,706.97

(注) 1. １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 第106期につきましては、連結子会社の決算日を８月31日（一部子会社は９月30日）から当社の連結決算日である10月31日に変更したことに伴い、当該子会社の平成25年９月及び10月の２ヶ月間（一部子会社は平成25年10月の１ヶ月間）における業績を反映しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業の内容
台湾小原光学股份有限公司	40,000千新台湾ドル	100.0%	光学プレス品の製造販売
台湾小原光学材料股份有限公司	500,000千新台湾ドル	100.0%	光学ガラスの製造
OHARA OPTICAL (M) SDN.BHD.	7,800千マレーシアドル	100.0%	光学プレス品の製造販売
株式会社オーピーシー	160,000千円	100.0%	精密研磨加工
株式会社オハラ･クオーツ	310,000千円	78.9%	石英ガラスの製造販売
足柄光学株式会社	36,000千円	100.0%	光学プレス品の製造販売
Ohara Corporation	300千米ドル	100.0%	光製品・エレクトロニクス製品の販売
OHARA GmbH	51千ユーロ	100.0%	光製品・エレクトロニクス製品の販売
小原光学（香港）有限公司	7,000千香港ドル	100.0%	光学プレス品の販売
小原光学（中山）有限公司	5,050千米ドル	100.0% (100.0%)	光学プレス品の製造販売

（注）1. 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合を内書しております。
2. 当社は、平成27年10月に連結子会社である台湾小原光学股份有限公司の株式を追加取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、世界経済は、資源価格の下落による影響から、アジア新興国などにおいて弱さが見られるものの、全体としては緩やかな回復が見込まれます。アジア地域では、中国において景気の下振れリスクがあり、他の地域においても成長率の伸び悩みが想定されます。米国経済は景気の回復基調が続き、欧州経済も緩やかな回復が続くものと見込まれます。日本経済は、アジア地域の景気下振れによる影響が懸念されるものの、緩やかな回復基調が続くものと想定されます。

当社グループの光事業の関連市場では、デジタルカメラ需要の回復時期は見込みづらい状況ではありますが、監視カメラや車載カメラの高精細化に伴い、高品質な硝材の需要拡大が見込まれます。また、エレクトロニクス事業の関連市場においては、液晶及び半導体露光装置向け硝材需要は堅調に推移するものと見込まれ、大型天体望遠鏡などの宇宙・天文向け硝材需要も拡大が見込まれます。

事業別の主要施策は次のとおりであります。

(光事業)

デジタルカメラ向け硝材需要は、年度後半には回復基調となるものと思われます。当社といたしましては、日本・台湾・中国３拠点の生産体制を活用することで硝材生産の効率化を図ると共に、顧客ニーズに合致した新硝材の拡販に努めてまいります。また、中大口径ガラスモールドレンズを始めとする高付加価値製品のラインナップを強化すると共に、高精度化が求められる４Ｋ・８Ｋ対応の放送機器や監視カメラ向け硝材を拡販することで利益率の向上を目指してまいります。

（エレクトロニクス事業）

極低膨張ガラスセラミックスにおいては、設備増設により供給体制が強化されたことから、需要増加が見込まれる宇宙・天文分野や露光装置分野等において、積極的な営業活動を進めてまいります。また、石英ガラスは、引き続き生産効率化活動を推進し、機能性ガラスは用途に応じた成形技術を構築することで、カメラレンズ用プロテクターやスマートフォン用保護ガラス等への展開を進めてまいります。

これら施策の実現に向けて、当社は第108期より、将来の成長につながる経営改革として、執行役員制度を導入いたします。各事業部の迅速な業務執行を促すと共に、経営の監督機能の強化を図ることで、コーポレートガバナンス（企業統治）の強化と共に、事業構造の転換を更にスピードを上げて推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成27年10月31日現在）

事業区分	主要製品
光事業	光学ガラス素材、光学機器用レンズ材
エレクトロニクス事業	極低膨張ガラスセラミックス、その他特殊ガラス、石英ガラス

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年10月31日現在）

当社	本社及び工場	神奈川県相模原市中央区
台湾小原光学股份有限公司	本社及び工場	中華民國台中市
台湾小原光学材料股份有限公司	本社及び工場	中華民國雲林県
OHARA OPTICAL (M) SDN.BHD.	本社及び工場	マレーシア　マラッカ
小原光学（香港）有限公司	本社	香港
小原光学（中山）有限公司	本社及び工場	中華人民共和国広東省
株式会社オハラ・クオーツ	本社及び工場	和歌山県和歌山市

(7) 使用人の状況（平成27年10月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
光事業	1,393 (79) 名	△25 (33) 名
エレクトロニクス事業	211 (31) 名	△4 (21) 名
共通	53 (5) 名	△2 (−) 名
合計	1,657 (115) 名	△31 (54) 名

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
409（16）名	△16（10）名	40.0歳	15.7年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年10月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,157,200 千円
株式会社横浜銀行	1,547,756 千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,180,000 千円
株式会社日本政策投資銀行	1,000,000 千円
株式会社三井住友銀行	750,000 千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年10月31日現在）

① 発行可能株式総数　76,000,000株
② 発行済株式の総数　25,450,000株
③ 株主数　4,641名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
セイコーホールディングス株式会社	4,702千株	19.33%
キヤノン株式会社	4,694千株	19.30%
京橋起業株式会社	4,688千株	19.27%
三光起業株式会社	1,638千株	6.73%
株式会社トプコン	673千株	2.77%
セイコーインスツル株式会社	610千株	2.51%
株式会社みずほ銀行	400千株	1.64%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	204千株	0.84%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	180千株	0.74%
MSIP CLIENT SECURITIES	143千株	0.59%

（注）1．当社は自己株式を1,124千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年10月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	齋藤弘和	経営全般、光製品事業部長　兼　光製品関連子会社統括
専務取締役	関戸仁	特殊品事業部長　兼　特殊品関連子会社統括
常務取締役	中島隆	管理センター長
常務取締役	青木哲也	事業支援センター長　兼　調達部長
取締役	広瀬孝二	光製品事業部光材料BU長　兼　光材料関連子会社統括
取締役	開沼敬三	事業支援センター副センター長　兼　工機部長
取締役	宗田栄策	管理センター副センター長
取締役	後藤直雪	特殊品事業部特殊品BU長
取締役	内藤昭男	セイコーホールディングス㈱常務取締役 セイコーインスツル㈱取締役 セイコーソリューションズ㈱取締役 ㈱和光監査役 セイコータイムシステム㈱取締役 セイコーオプティカルプロダクツ㈱取締役
取締役	廣田誠	セイコーインスツル㈱監査役
取締役	眞榮田雅也	キヤノン㈱専務取締役イメージコミュニケーション事業本部長 大分キヤノン㈱取締役 キヤノンオプトロン㈱取締役 宮崎ダイシンキヤノン㈱取締役 長崎キヤノン㈱取締役
常勤監査役	久保田桂詞	
監査役	三上誠一	セイコーホールディングス㈱監査役 セイコーウオッチ㈱監査役 ㈱和光監査役 セイコータイムシステム㈱監査役
監査役	脇屋相武	キヤノン㈱取締役経理本部副本部長
監査役	杉田光義	原後綜合法律事務所　弁護士

(注) 1. 取締役内藤昭男氏、廣田誠氏及び眞榮田雅也氏は、社外取締役であります。
2. 監査役三上誠一氏、脇屋相武氏及び杉田光義氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役久保田桂詞氏は、当社の内部統制部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役三上誠一氏は、他の会社の経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役脇屋相武氏は、他の会社の経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、東京証券取引所に対して、監査役杉田光義氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
中　村　敏　宏	平成27年１月29日	任期満了	社外取締役 セイコーホールディングス㈱顧問
石　井　俊太郎	平成27年１月29日	辞任	社外監査役 セイコーホールディングス㈱取締役 セイコーインスツル㈱取締役・常務執行役員 セイコーNPC㈱取締役 セイコーソリューションズ㈱取締役

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	人　　員	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	12 名 （4）	146,287 千円 (13,629)
監査役 （うち社外監査役）	5 名 （4）	30,942 千円 (13,482)
合計 （うち社外役員）	17 名 （8）	177,229 千円 (27,111)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成23年１月28日開催の第102期定時株主総会において年額250百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成23年１月28日開催の第102期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額25,249千円（取締役11名に対し23,107千円（うち社外取締役３名に対し1,029千円）、監査役４名に対し2,142千円（うち社外監査役３名に対し882千円））が含まれております。

5. 上記の他、平成27年１月29日開催の第106期定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
退任取締役１名 2,470千円（うち社外取締役１名に対し2,470千円）
退任監査役１名 1,412千円（うち社外監査役１名に対し1,412千円）
なお、この金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

④　社外役員に関する事項

イ．社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　　名	重　要　な　兼　職　先	当　　社　　と　　の　　関　　係
社外取締役	内　藤　昭　男	セイコーホールディングス㈱ 常務取締役	当社に対する持株比率が19.33％と筆頭株主でありますが、製品販売等の取引関係はありません。
		セイコーインスツル㈱ 取締役	特別の関係はありません。
		セイコーソリューションズ㈱ 取締役	特別の関係はありません。
		㈱和光 監査役	特別の関係はありません。
		セイコータイムシステム㈱ 取締役	特別の関係はありません。
		セイコーオプティカルプロダクツ㈱ 取締役	特別の関係はありません。
社外取締役	廣　田　　誠	セイコーインスツル㈱ 監査役	特別の関係はありません。
社外取締役	眞榮田　雅　也	キヤノン㈱ 専務取締役イメージコミュニケーション事業本部長	当社に対する持株比率が19.30％と筆頭株主につぐ大株主であり、かつ製品販売等の取引関係があります。
		大分キヤノン㈱ 取締役	製品販売等の取引関係があります。
		キヤノンオプトロン㈱ 取締役	製品販売等の取引関係があります。
		宮崎ダイシンキヤノン㈱ 取締役	特別の関係はありません。
		長崎キヤノン㈱ 取締役	製品販売等の取引関係があります。
社外監査役	三　上　誠　一	セイコーホールディングス㈱ 監査役	当社に対する持株比率が19.33％と筆頭株主でありますが、製品販売等の取引関係はありません。
		セイコーウオッチ㈱ 監査役	特別の関係はありません。
		㈱和光 監査役	特別の関係はありません。
		セイコータイムシステム㈱ 監査役	特別の関係はありません。
社外監査役	脇　屋　相　武	キヤノン㈱ 取締役経理本部副本部長	当社に対する持株比率が19.30％と筆頭株主につぐ大株主であり、かつ製品販売等の取引関係があります。
社外監査役	杉　田　光　義	原後綜合法律事務所 弁護士	特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏　　名	活動状況
内　藤　昭　男	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、経営及び知財・法務に関する豊かな経験と高い見識に基づき、グループ各社の法務問題やガバナンス等について、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
廣　田　　誠	当事業年度に就任以降開催された取締役会10回すべてに出席し、経営及び財務等における豊かな経験と高い見識に基づき、経営管理やグループにおける棚卸資産等について、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
眞榮田　雅　也	当事業年度に開催された取締役会12回のうち9回に出席し、主に光学機器業界の経営及び技術全般における豊かな経験と高い見識に基づき、生産革新やガバナンス等について、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
三　上　誠　一	当事業年度に就任以降開催された取締役会10回すべて及び監査役会8回すべてに出席し、他の会社の経理部門における長年の経験による財務及び会計に関する相当程度の知見と高い見識に基づき、グループにおける棚卸資産やそのマネジメント等について、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
脇　屋　相　武	当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回及び監査役会9回のうち8回に出席し、他の会社の経理部門における長年の経験による財務及び会計に関する相当程度の知見と高い見識に基づき、グループ各社の収益性の向上や内部統制等について、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
杉　田　光　義	当事業年度に開催された取締役会12回すべて及び監査役会9回すべてに出席し、弁護士としての永年の経験による法務に関する豊かな経験と高い見識に基づき、グループ各社のコンプライアンスやリスク管理等について、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　東陽監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、台湾小原光学股份有限公司、台湾小原光学材料股份有限公司、OHARA OPTICAL (M) SDN.BHD.、OHARA DISK (M) SDN.BHD.、Ohara Corporation、OHARA GmbH、小原光学（香港）有限公司、小原光学（中山）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の法定監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に該当すると判断した場合に、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。この場合、解任及びその理由を解任後最初に招集される株主総会において報告します。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案内容を決定します。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要)

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制及び方針」について取締役会において決議しております。
その内容は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
代表取締役社長を委員長とする倫理・コンプライアンス委員会を設置し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。当委員会が「企業倫理の基本理念」に基づき制定した「行動規範ガイドライン」を、当社及びグループ各社の役員及び全従業員が法令及び定款ならびに社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、当社及びグループ各社の役員及び全従業員に対して、教育等を定期的に実施する。業務監査室は倫理・コンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況について監査を行う。これらの活動結果は、定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。さらに、法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として当社及びグループ各社は「社内通報制度・ヘルプライン」を設置・運営する。
なお、反社会的勢力に対しては、「行動規範ガイドライン」において、「社会の秩序や市民の安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切関わらない。」という基本方針を定め、実際に反社会的勢力から威圧、業務妨害、不当要求等がなされた場合は、当社及びグループ各社の対応統括部門を各総務部門とし、倫理・コンプライアンス委員会の監督のもと、顧問弁護士、警察等とも緊密な連携を図り、会社組織として反社会的勢力との関係を断固遮断する。また、平素より外部専門機関等から反社会的勢力に関する情報の収集に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は文書管理規程により、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、当社及びグループ各社にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はリスク管理委員会が行うものとする。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。
　イ．職務権限及び意思決定ルールの遵守
　ロ．社内取締役を主な構成員とする経営会議の設置・運営
　ハ．中期経営計画に基づき、当社及びグループ各社別に目標及び予算を策定し、適時に評価するためのＩＴを活用した月次・四半期業績管理の実施
　ニ．経営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施
　ホ．グループ全体の効率経営を促進し、企業集団としての健全な経営と相互の発展を図るため、関係会社管理規程を制定する。

⑤　当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
　イ．子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、当社の定める関係会社管理規程等に基づき、当社へ事前協議等が行われる体制を構築する。また、業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制を構築する。
　ロ．当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社に内部統制委員会を設置すると共に、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
　ハ．当社取締役、各部門長及びグループ各社の社長は、当社及びグループ各社の業務執行の適正を確保するための内部統制の確立と運用について権限と責任を有する。
　ニ．当社業務監査室は、当社及びグループ各社の業務監査を実施し、その結果を内部統制委員会ならびに当社及びグループ各社の業務執行責任者に報告し、内部統制委員会は必要に応じて、内部統制の改善策の指示、実施の支援・助言を行う。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
　監査役は、監査業務を効率的に行うため、業務監査室に所属する人員１名を補助使用人

として、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。当該補助使用人の職務執行については、監査役が取締役以下当該補助使用人の属する組織の上長等と業務執行の優先順位を協議することにより、また、人事異動・人事考課等については、人事担当部門が事前に監査役と協議することによって、当該補助使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

⑦　当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及びグループ各社の取締役及び使用人は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「社内通報制度・ヘルプライン」による通報状況及びその内容、その他監査役が報告すべきものと定めた事項を適時・適切に報告する体制を整備する。なお、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いは一切行わない。また、監査役が出席する会議については、会議招集通知・議事録回付等の措置が適切に行われ、監査役が定期的に閲覧する資料については、関係資料の回付等の措置が適切に行われる体制を構築する。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査をより有用なものとするため、監査役と代表取締役及びその他の取締役との間で適時に意見交換会を設定する。また、監査役は、必要に応じて会社の費用で、弁護士、会計士、税理士等の専門知識を有する者から監査業務に関する助言を独自に受けられる体制を構築する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

①　取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当該方針に記載の項目については、既に基本的な制度や仕組みを整えており、引き続き、適切な運用を行っております。

ロ．倫理・コンプライアンス管理規程に基づくヘルプライン窓口（内部通報窓口）については、当社及びグループ各社でそれぞれ周知し、その活用が図られており、倫理・コンプライアンス委員会及び取締役会において、定期的にその内容

が報告されております。
ハ．業務監査室は、内部監査規程に基づき、監査役及び会計監査人とも連携を図り、第107期において７回の内部監査を実施いたしました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
取締役会規程、情報システム運用規程、文書管理規程等に基づき、取締役会、経営会議等の議事録・会議書類、個人情報及び機密情報等の適切な保存及び管理を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ．リスク管理規程に基づき、グループ全体を対象としたリスク管理体制を整えており、定期的にリスクの洗い出し及び見直しを行い、その対策の立案と実施を行っております。
ロ．定期的にリスク管理委員会を開催し、イ．の活動に関するレビューを行うなどグループ全体のリスク管理体制の強化に努めております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
イ．取締役会は、社外取締役３名を含む取締役11名で構成され、社外監査役３名を含む監査役４名も出席しております。
ロ．取締役会規程等に基づき、第107期においては取締役会12回、経営会議12回等を開催いたしました。
ハ．当社及びグループ各社の業績については、業務報告やＩＴの活用によってタイムリーな把握に努めており、適時に評価する体制を整えております。

⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ．関係会社管理規程に基づき、子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、当社への事前協議等が行われる体制としております。また、業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合には都度、当社に報告が行われる体制としております。
ロ．上記規程に基づき、当社業務監査室は第107期において３回のグループ会社の内部監査を実施いたしました。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該補助使用人の人事異動・人事考課等については、人事担当部門が事前に監査役と協議しております。

⑦　当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．監査役は、当社及びグループ各社の取締役及び使用人より、当社及びグループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「社内通報制度・ヘルプライン」による通報状況及びその内容、その他監査役が報告すべきものと定めた事項等について、報告を受けております。

ロ．倫理・コンプライアンス管理規程において、内部通報を行った者に対して不利益を課さないことを保証する旨規定しております。

ハ．取締役会、経営会議等の監査役が出席する会議については、会議招集通知や議事録の回付等を適切に行っております。また、監査役が定期的に閲覧する資料についても、関係資料の回付を適切に行っております。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、社外監査役３名を含む監査役４名で構成されております。監査役会は第107期において９回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

また、監査役は、監査役監査を有用なものとするため、代表取締役及びその他の取締役と定期的な意見交換の場を設けております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成27年10月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**27,882,861**	**流動負債**	**9,147,838**
現金及び預金	11,849,087	支払手形及び買掛金	1,183,536
受取手形及び売掛金	5,985,416	電子記録債務	716,193
電子記録債権	138,216	短期借入金	4,493,314
商品及び製品	1,799,350	未払法人税等	151,800
仕掛品	4,755,583	繰延税金負債	184,245
原材料及び貯蔵品	2,576,769	賞与引当金	563,559
繰延税金資産	31,850	役員賞与引当金	49,139
その他	803,225	未払金	1,004,099
貸倒引当金	△ 56,638	その他	801,949
固定資産	**27,247,196**	**固定負債**	**4,459,451**
有形固定資産	**20,149,599**	長期借入金	2,338,446
建物及び構築物	6,473,892	繰延税金負債	1,117,081
機械装置及び運搬具	3,267,903	退職給付に係る負債	600,725
工具器具及び備品	8,731,442	役員退職慰労引当金	257,922
土地	322,845	環境対策引当金	23,485
建設仮勘定	1,353,515	資産除去債務	92,158
無形固定資産	**72,237**	その他	29,631
投資その他の資産	**7,025,359**	**負債合計**	**13,607,290**
投資有価証券	5,934,070	**純資産の部**	
長期貸付金	460,000	**株主資本**	**37,505,609**
繰延税金資産	109,575	資本金	5,855,000
退職給付に係る資産	145,906	資本剰余金	7,930,785
その他	375,806	利益剰余金	25,268,910
		自己株式	△ 1,549,086
		その他の包括利益累計額	**4,017,157**
		その他有価証券評価差額金	2,235,786
		為替換算調整勘定	1,985,075
		退職給付に係る調整累計額	△ 203,705
		純資産合計	**41,522,767**
資産合計	**55,130,057**	**負債純資産合計**	**55,130,057**

連結損益計算書

(平成26年11月１日から平成27年10月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**22,820,286**
売上原価		**17,332,248**
売上総利益		**5,488,038**
販売費及び一般管理費		**4,949,740**
営業利益		**538,297**
営業外収益		
受取利息	52,605	
受取配当金	131,453	
受取地代家賃	9,985	
固定資産売却益	120,676	
為替差益	228,959	
持分法による投資利益	12,385	
試作品等売却収入	181,115	
その他	109,603	846,786
営業外費用		
支払利息	52,785	
固定資産除却損	6,291	
その他	9,878	68,955
経常利益		**1,316,128**
特別利益		
固定資産売却益	387,839	
投資有価証券売却益	187,039	
負ののれん発生益	61,108	635,988
特別損失		
固定資産除却損	23,658	
子会社清算損	691,894	715,552
税金等調整前当期純利益		**1,236,564**
法人税、住民税及び事業税	646,723	
法人税等調整額	△4,924	641,798
少数株主損益調整前当期純利益		**594,765**
少数株主利益		49,262
当期純利益		**545,502**

連結株主資本等変動計算書

(平成26年11月１日から平成27年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年11月１日　残高	5,855,000	7,930,785	24,966,662	△1,549,086	37,203,361
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△243,254		△243,254
当期純利益			545,502		545,502
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	302,247	－	302,247
平成27年10月31日　残高	5,855,000	7,930,785	25,268,910	△1,549,086	37,505,609

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成26年11月1日　残高	2,106,441	1,068,796	△226,871	2,948,365	520,868	40,672,595
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				－		△243,254
当期純利益				－		545,502
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	129,345	916,279	23,166	1,068,791	△520,868	547,923
連結会計年度中の変動額合計	129,345	916,279	23,166	1,068,791	△520,868	850,171
平成27年10月31日　残高	2,235,786	1,985,075	△203,705	4,017,157	－	41,522,767

貸借対照表

(平成27年10月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**12,007,537**	**流動負債**	**6,403,924**
現金及び預金	3,304,586	支払手形	94,012
受取手形	149,830	電子記録債務	716,193
電子記録債権	106,046	買掛金	574,370
売掛金	3,398,126	短期借入金	3,000,000
製品	449,275	1年以内返済予定の長期借入金	525,600
原材料	235,516	未払金	553,719
仕掛品	2,753,138	未払費用	105,162
貯蔵品	15,249	未払法人税等	22,814
前払費用	22,109	預り金	43,806
未収入金	549,087	賞与引当金	267,180
関係会社短期貸付金	740,000	固定資産購入支払手形	273,139
関係会社立替金	267,660	固定資産購入電子記録債務	225,788
その他	18,258	その他	2,137
貸倒引当金	△1,350	**固定負債**	**4,089,976**
固定資産	**25,818,087**	長期借入金	2,181,600
有形固定資産	**12,273,092**	繰延税金負債	1,093,001
建物	1,436,663	退職給付引当金	507,999
機械及び装置	1,058,914	役員退職慰労引当金	200,704
車両運搬具	5,587	環境対策引当金	19,760
器具備品	8,495,276	資産除去債務	86,040
土地	24,029	その他	870
建設仮勘定	1,252,620	**負債合計**	**10,493,901**
無形固定資産	**56,363**	**純資産の部**	
ソフトウェア	56,363	**株主資本**	**25,095,936**
投資その他の資産	**13,488,631**	**資本金**	**5,855,000**
投資有価証券	1,047,319	**資本剰余金**	**7,930,598**
関係会社株式	6,220,470	資本準備金	7,930,598
関係会社出資金	1,235,910	**利益剰余金**	**12,859,423**
関係会社長期貸付金	5,705,928	利益準備金	125,000
関係会社長期立替金	14,747	その他利益剰余金	12,734,423
長期前払費用	218,009	研究基金	313,000
その他	15,595	固定資産圧縮積立金	64,573
貸倒引当金	△969,349	別途積立金	10,660,500
		繰越利益剰余金	1,696,350
		自己株式	**△1,549,086**
		評価・換算差額等	**2,235,786**
		その他有価証券評価差額金	**2,235,786**
資産合計	**37,825,624**	**純資産合計**	**27,331,723**
		負債純資産合計	**37,825,624**

損 益 計 算 書

(平成26年11月１日から平成27年10月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**12,185,502**
売上原価		**10,568,989**
売上総利益		**1,616,512**
販売費及び一般管理費		**2,600,233**
営業損失		**983,721**
営業外収益		
受取利息	71,319	
受取配当金	1,099,816	
受取地代家賃	26,785	
固定資産売却益	120,669	
試作品等売却収入	199,947	
為替差益	4,787	
その他	108,067	1,631,393
営業外費用		
支払利息	40,027	
試作品加工代	107,717	
固定資産除却損	2,708	
その他	1,821	152,275
経常利益		**495,396**
特別利益		
投資有価証券売却益	187,039	
子会社清算益	446,446	633,485
特別損失		
固定資産除却損	23,658	23,658
税引前当期純利益		**1,105,223**
法人税、住民税及び事業税	145,866	
法人税等調整額	△6,595	139,271
当期純利益		**965,952**

株主資本等変動計算書

（平成26年11月１日から平成27年10月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
				研究基金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成26年11月1日　残高	5,855,000	7,930,598	125,000	313,000	67,462	11,660,500	△29,235	12,136,726
事業年度中の変動額								
別途積立金の取崩						△1,000,000	1,000,000	－
固定資産圧縮積立金取崩					△6,108		6,108	－
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加					3,219		△3,219	－
剰余金の配当							△243,254	△243,254
当期純利益							965,952	965,952
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△2,889	△1,000,000	1,725,586	722,697
平成27年10月31日　残高	5,855,000	7,930,598	125,000	313,000	64,573	10,660,500	1,696,350	12,859,423

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年11月1日　残高	△1,549,086	24,373,238	2,106,441	2,106,441	26,479,680
事業年度中の変動額					
別途積立金の取崩		－		－	－
固定資産圧縮積立金取崩		－		－	－
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加		－		－	－
剰余金の配当		△243,254		－	△243,254
当期純利益		965,952		－	965,952
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）		－	129,345	129,345	129,345
事業年度中の変動額合計	－	722,697	129,345	129,345	852,042
平成27年10月31日　残高	△1,549,086	25,095,936	2,235,786	2,235,786	27,331,723

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年12月15日

株式会社オハラ
　取締役会　御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田正史	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	浅川昭久	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	長田洋和	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社オハラの平成26年11月１日から平成27年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オハラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年12月15日

株式会社オハラ
　取締役会　御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田正史	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	浅川昭久	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	長田洋和	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社オハラの平成26年11月１日から平成27年10月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年11月１日から平成27年10月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役監査の基準に準拠し、監査役会が定めた、当期の監査の方針、監査計画に従い、取締役、業務監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役、業務監査部門その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、業務監査部門その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに監視及び検証をいたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役会への担当取締役による内部統制委員会活動報告及び業務監査部門、会計監査人からの当該内部統制の評価と監査の状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会計の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年12月17日

株式会社オハラ　監査役会

常勤監査役　久保田　桂　詞　㊞

社外監査役　三　上　誠　一　㊞

社外監査役　脇　屋　相　武　㊞

社外監査役　杉　田　光　義　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第107期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案するとともに、創立80周年を記念し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金15円（普通配当10円、記念配当５円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は364,881,930円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年１月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款の一部変更の件

１．定款変更の理由

当社は、事業を取り巻く環境の変化に適切かつ迅速に対応するため、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離することにより、それぞれの機能を強化することを目的として、平成27年12月17日開催の取締役会において、執行役員制度を導入することを決議いたしました。これに伴い、現行定款第14条（招集権者および議長）、第23条（取締役会の招集権者および議長）において所要の変更を行うものであります。

また、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第１項の規定に基づき、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除できる旨の規定、ならびに「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が施行され責任限定契約を締結できる役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び監査役と責任限定契約の締結を可能とするため、定款第31条（取締役の責任免除）、第41条（監査役の責任免除）を新設し、以降の条数の繰り下げを行うものであります。

なお、定款第31条（取締役の責任免除）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示す。）

現　行　定　款	変　更　案
（招集権者および議長） 第14条　株主総会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	（招集権者および議長） 第14条　株主総会は代表取締役がこれを招集し、議長となる。 2　代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第15条～第22条　（条文省略）	第15条～第22条　（現行どおり）
（取締役会の招集権者および議長） 第23条　取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2　取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者および議長） 第23条　取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。 2　代表取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
第24条～第30条　（条文省略）	第24条～第30条　（現行どおり）
（新設）	（取締役の責任免除） 第31条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現　行　定　款	変　更　案
第31条～第39条　（条文省略）	第32条～第40条　（現行どおり）
（新設）	（監査役の責任免除） 第41条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第40条～第45条　（条文省略）	第42条～第47条　（現行どおり）

第３号議案　取締役２名選任の件

取締役広瀬孝二、開沼敬三、宗田栄策、後藤直雪、廣田誠の５氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されます。

また、独立した客観的かつ多様な視点からの経営の監督・チェック機能の一層の強化を図るため、独立社外取締役を２名増員することとし、小泉達也、内田省寿の両氏を新任社外取締役候補者といたしました。つきましては、取締役２名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案が原案通り承認可決されますと、社内取締役が４名、社外取締役が１名、それぞれ減となるため、当社の取締役会における社外取締役の員数は取締役８名のうち４名となり、社内取締役と同数となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	小泉（こいずみ）　達也（たつや） （昭和13年９月12日生） （新任）	昭和43年４月　古河電気工業㈱ 入社 平成１年10月　Furukawa Electric Technologies, Inc. 社長 平成５年６月　古河電気工業㈱ 研究開発本部横浜研究所長 平成７年６月　同社 取締役研究開発本部副本部長 兼 横浜研究所長 平成９年６月　同社 常務取締役研究開発本部長 平成11年６月　理研電線㈱ 取締役社長 平成12年11月　㈱オプトラン 取締役会長 平成20年３月　同社 代表取締役会長 平成22年３月　同社 相談役（現在） ［重要な兼職の状況］ ㈱オプトラン 相談役	－
2	内田（うちだ）　省寿（せいじゅ） （昭和25年12月２日生） （新任）	昭和49年４月　三井造船㈱ 入社 平成16年６月　三造メタル㈱ 代表取締役社長 平成19年６月　三井ミーハナイト・メタル㈱ 代表取締役社長 平成21年12月　ＭＥＳアフティ㈱ 代表取締役社長 平成26年４月　三井造船㈱ 機械システム事業本部長補佐、特命担当（現在） ［重要な兼職の状況］ 三井造船㈱ 機械システム事業本部長補佐、特命担当	－

（注）１．小泉達也氏及び内田省寿氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．小泉達也氏及び内田省寿氏は、社外取締役候補者であります。
３．小泉達也氏及び内田省寿氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
(1) 小泉達也氏につきましては、理研電線㈱及び㈱オプトランにおける、経営者としての豊富な知識・経験と幅広い見識等を活かして当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制が更に強化できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
(2) 内田省寿氏につきましては、三造メタル㈱、三井ミーハナイト・メタル㈱及びＭＥＳアフティ㈱における、経営者としての豊富な知識・経験と幅広い見識等を活かして当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制が更に強化できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
４．当社は、本議案において小泉達也氏及び内田省寿氏の選任についてご承認をいただくことを前提に、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
５．当社と小泉達也氏及び内田省寿氏との間では、本議案において両氏の選任についてご承認いただくとともに、第２号議案定款の一部変更の件につきましてご承認いただいた場合、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第４号議案　監査役３名選任の件

監査役久保田桂詞、三上誠一、脇屋相武の３氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役３名の選任をお願いしたいと存じます。

３氏の任期は当社定款の定めにより、平成32年１月開催予定の第111期定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	久保田（くぼた）　桂詞（けいし） （昭和27年４月24日生）	平成７年７月　石川ガスケット㈱ 入社 平成８年４月　当社 入社 平成11年１月　当社 品質保証センター長 平成12年４月　当社 光学製品第二部長 平成12年11月　当社 情報製品事業部長 平成15年１月　当社 相模原工場品質保証部長 平成17年１月　当社 業務監査室長 平成24年１月　当社 監査役（現在）	3,116株
2	三上（みかみ）　誠一（せいいち） （昭和31年６月25日生）	昭和54年４月　㈱服部時計店（現・セイコーホールディングス㈱）入社 平成13年７月　セイコーウオッチ㈱ 経理部長 平成20年３月　同社 取締役 平成22年６月　セイコーホールディングス㈱ 監査役（現在） 平成25年６月　セイコーウオッチ㈱ 監査役（現在） 平成27年１月　当社 監査役（現在） ［重要な兼職の状況］ セイコーホールディングス㈱ 監査役 セイコーウオッチ㈱ 監査役 ㈱和光 監査役 セイコータイムシステム㈱ 監査役	－

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	脇屋 相武（わきや あいたけ） (昭和30年11月8日生)	昭和54年 4 月　キヤノン㈱ 入社 平成21年 4 月　同社 経理本部グローバル経理統括センター副所長 平成22年 1 月　同社 経理本部グローバル経理統括センター所長 平成22年 4 月　キヤノンアネルバ㈱ 監査役 平成23年 1 月　キヤノン㈱ 経理本部グローバル経営管理統括センター所長 平成23年 4 月　同社 経理本部副本部長 同社 グローバル財務経理統括センター所長 平成24年 1 月　当社 監査役（現在） 平成24年 4 月　キヤノン㈱ 執行役員経理本部副本部長 平成25年 1 月　同社 経理本部グループ経営統括センター所長（現在） 同社 財務経理統括センター所長（現在） 平成25年 4 月　同社 取締役経理本部副本部長（現在） ［重要な兼職の状況］ キヤノン㈱ 取締役経理本部副本部長	－

（注）１．久保田桂詞氏、三上誠一氏及び脇屋相武氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．三上誠一氏及び脇屋相武氏は、社外監査役候補者であります。
３．久保田桂詞氏、三上誠一氏及び脇屋相武氏を監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
(1) 久保田桂詞氏につきましては、当社において、長年にわたり業務監査業務に携わっており、その経歴を通じて培われた知識・経験や見識等を活かして当社経営全般に対する監査機能を発揮していただくことを期待し、監査役として選任をお願いするものであります。
(2) 三上誠一氏につきましては、セイコーホールディングス㈱ならびにセイコーウオッチ㈱において、長年にわたり経理業務に携わっており、その経歴を通じて培われた知識・経験や見識等を活かして当社経営全般に対する監査機能を発揮していただくことを期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
(3) 脇屋相武氏につきましては、キヤノン㈱において、長年にわたり経理業務に携わっており、その経歴を通じて培われた知識・経験や見識等を活かして当社経営全般に対する監査機能を発揮していただくことを期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
４．脇屋相武氏は、当社の特定関係事業者であるキヤノン㈱の業務執行者であります。
５．三上誠一氏は、現在、当社社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
６．脇屋相武氏は、現在、当社社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
７．当社と久保田桂詞氏、三上誠一氏及び脇屋相武氏との間では、本議案において３氏の選任についてご承認いただくとともに、第２号議案定款の一部変更の件につきましてご承認いただいた場合、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第５号議案　退任取締役に対する退職慰労金支給ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件

本総会終結の時をもって退任いたします取締役広瀬孝二、開沼敬三、宗田栄策、後藤直雪、廣田誠の５氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、退任する取締役のうち、広瀬孝二、開沼敬三、後藤直雪の３氏は引き続き上級執行役員（執行役員のうち委任契約を締結している者）に、宗田栄策氏は理事に、それぞれ就任するため、支給の時期につきましては４氏の上級執行役員又は理事退任以降といたしたいと存じます。また、５氏に対する支給の具体的な金額、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
広瀬（ひろせ）　孝二（こうじ）	平成17年1月　当社取締役 （現在）
開沼（かいぬま）　敬三（けいぞう）	平成23年1月　当社取締役 （現在）
宗田（むねた）　栄策（えいさく）	平成23年1月　当社取締役 （現在）
後藤（ごとう）　直雪（なおゆき）	平成23年1月　当社取締役 （現在）
廣田（ひろた）　誠（まこと）	平成27年1月　当社社外取締役 （現在）

また、当社は平成27年12月17日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することといたしました。

これに伴い、現在、在任中の取締役６名（本総会終結の時をもって退任する５名を除く）及び監査役１名、ならびに第４号議案をご承認いただくことを条件として重任する監査役３名に対し、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

また、贈呈の時期は取締役又は監査役を退任する時といたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、方法等につきましては、取締役会については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
齋藤 弘和（さいとう ひろかず）	平成15年１月　当社取締役 平成17年１月　当社常務取締役 平成21年１月　当社代表取締役社長　(現在)
関戸 仁（せきど ひとし）	平成15年１月　当社取締役 平成18年５月　当社常務取締役 平成21年１月　当社専務取締役　(現在)
中島 隆（なかじま たかし）	平成17年１月　当社取締役 平成21年１月　当社常務取締役　(現在)
青木 哲也（あおき てつや）	平成20年１月　当社取締役 平成23年１月　当社常務取締役　(現在)
内藤 昭男（ないとう あきお）	平成25年１月　当社社外取締役 (現在)
眞榮田 雅也（まえだ まさや）	平成20年１月　当社社外取締役 (現在)
久保田 桂詞（くぼた けいし）	平成24年１月　当社監査役 (現在)
三上 誠一（みかみ せいいち）	平成27年１月　当社社外監査役 (現在)
脇屋 相武（わきや あいたけ）	平成24年１月　当社社外監査役 (現在)
杉田 光義（すぎた みつよし）	平成23年１月　当社社外監査役 (現在)

第６号議案　取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

１．提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、役員報酬制度の見直しを行います。具体的には、役員退職慰労金制度を廃止し、これに代わるものとして、「株式給付信託」（以下「本制度」といいます。）を導入いたしたく存じます。

「株式給付信託」とは、当社が制度遂行に必要となる合理的な額の金銭を原資として信託に拠出し、信託がこれにより当社株式を取得し、取締役及び上級執行役員が原則として退任する際に、当社が定める役員株式給付規程に従って当社株式を給付するものです。取締役及び上級執行役員の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役及び上級執行役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることができるものと考えており、本議案の内容は相当と判断しております。

本議案は、平成23年１月28日開催の定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬等（年額250百万円以内。ただし使用人分給与は含みません。）とは別枠として、ご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記２．の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、現時点において取締役の員数は８名（除く社外取締役）ですが、本総会終結の時をもって、取締役（除く社外取締役）４名が辞任いたしますので、本制度の対象となる取締役の員数は４名となります。

２．本制度における報酬等の額の算定方法および内容

（１）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役及び上級執行役員に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役及び上級執行役員が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役及び上級執行役員の退任時とします。

（２）本制度の対象者

当社取締役及び上級執行役員（社外取締役、監査役は、本制度の対象外とします。）

（３）取締役及び上級執行役員に給付される当社株式数の算定方法とその上限

取締役及び上級執行役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位により定

まる数のポイントが付与されます。
　取締役及び上級執行役員に付与される１事業年度当たりのポイント数の合計は、取締役につき22,000ポイントを、上級執行役員につき6,000ポイントをそれぞれ上限といたします。これは、現在の当社の役員退職慰労金の支給水準、役員報酬の支給水準、取締役及び上級執行役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。
　なお、取締役及び上級執行役員に付与されるポイントは、下記（6）の株式給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。
　給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役及び上級執行役員のポイント数は、退任時までに当該取締役及び上級執行役員に対し付与されたポイントを合計した数に、退任事由別に設定された所定の係数を乗じて算出されたポイント数（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）で確定します。

（4）当社株式の取得方法
　本信託による当社株式の取得は、下記（5）により拠出された資金を原資として、取引市場等を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。
　当初対象期間（下記（5）において定義します。）につきましては、当社取締役及び上級執行役員への給付を行うための株式として、本信託設定（平成28年３月18日予定）後、遅滞なく、取締役分として66,000株を、上級執行役員分として18,000株を上限として取得するものとします。本信託による当社株式の取得方法等の詳細につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

（5）信託金額及び取得株式数
　本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、上記（3）及び下記（6）に従って株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は上記（4）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。
　具体的には、平成28年10月末日で終了する事業年度から平成30年10月末日で終了する事業年度までの３事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）に対応する必要資金として金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役及び上級執行役員に付与されるポイントの

上限数は、上記（3）のとおり１事業年度当たり合計28,000ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、84,000株を取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なおご参考として、平成27年12月16日の終値626円を適用した場合、上記の必要資金は、約53百万円となります。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として３事業年度ごとに、以後の３事業年度（以下、「次期対象期間」といいます。）に関し、本信託設定時と同様の方法で、本制度に基づく取締役及び上級執行役員への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を本信託に追加拠出することとします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする次期対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（取締役及び上級執行役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役及び上級執行役員に対する株式の給付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、次期対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示します。

（6）株式給付及び報酬等の額の算定方法

当社の取締役及び上級執行役員が退任し、受益者要件を満たした場合、当該取締役及び上級執行役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後に本信託から「確定ポイント数」に応じた数の当社株式の給付を受けることができます。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、各取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の１株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した金額とします。

以　上

【ご参考】平成27年12月17日付開示
「役員退職慰労金制度の廃止及び株式給付信託（BBT）導入に関するお知らせ」

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止すること並びに当社取締役及び上級執行役員に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust）以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成28年１月28日開催予定の第107期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

１．導入の背景及び目的

当社取締役会は、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、本制度を導入することといたしました。これは、取締役及び上級執行役員の報酬と当社株式価値との連動性をより明確にし、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としたものであります。

２．役員退職慰労金制度の廃止

現行の役員退職慰労金制度を、本株主総会終結の時をもって廃止し、取締役及び監査役に対して、本株主総会終結時までの在任期間に応じた退職慰労金の打ち切り支給を行うこととし、またその贈呈の時期については各役員の退任時に支払うこととする旨の議案を、本株主総会に付議いたします。

なお、当社は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

３．本制度の概要

（１）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役及び上級執行役員に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役及び上級執行役員が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役及び上級執行役員の退任時とします。

＜本制度の仕組み＞

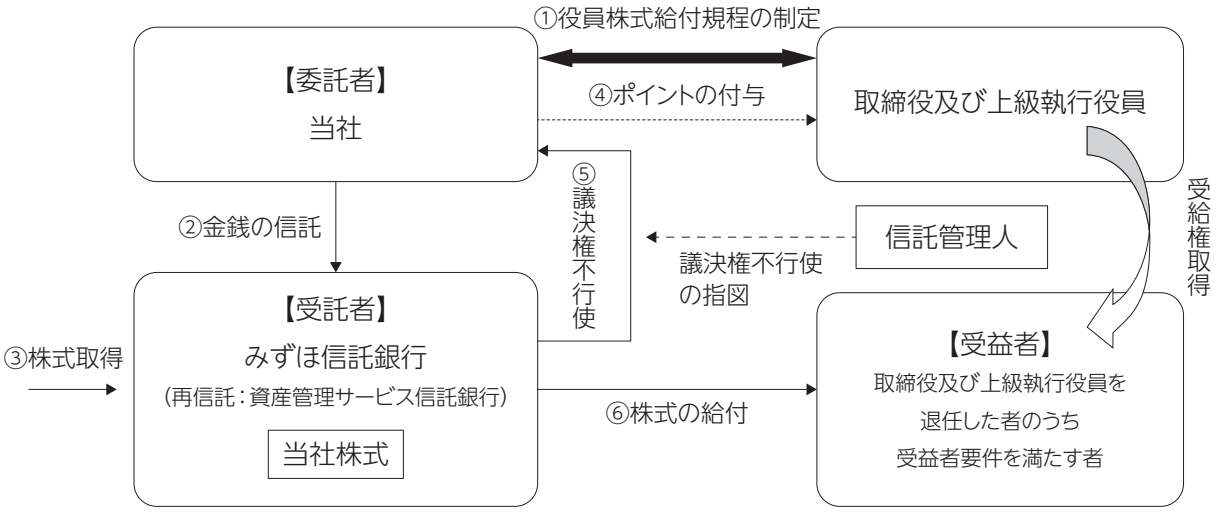

①当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
②当社は、①の本株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
③本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場等を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
④当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役及び上級執行役員にポイントを付与します。
⑤本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
⑥本信託は、取締役及び上級執行役員を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

（2）本制度の対象者

当社取締役及び上級執行役員（社外取締役、監査役は本制度の対象外とします。）

（3）信託期間

平成28年３月18日（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

（4）取締役及び上級執行役員に給付される当社株式数の算定方法とその上限

取締役及び上級執行役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位により定まる数のポイントが付与されます。

取締役及び上級執行役員に付与される１事業年度当たりのポイント数の合計は、取締役につき22,000ポイントを、上級執行役員につき6,000ポイントをそれぞれ上限といたします。これは、現在の当社の役員退職慰労金の支給水準、役員報酬の支給水準、取締役及び上級執行役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役及び上級執行役員に付与されるポイントは、下記（7）の株式給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役及び上級執行役員のポイント数は、退任時までに当該取締役及び上級執行役員に対し付与されたポイントを合計した数に、退任事由別に設定された所定の係数を乗じて算出されたポイント数（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）で確定します。

（5）当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、下記（6）により拠出された資金を原資として、取引市場等を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

当初対象期間（下記（6）において定義します。）につきましては、当社取締役及び上級執行役員への給付を行うための株式として、本信託設定後、遅滞なく、取締役分として66,000株を、上級執行役員分として18,000株を上限として取得するものとします。本信託による当社株式の取得方法等の詳細につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

（6）信託金額及び取得株式数

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、上記（4）及び下記（7）に従って株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は上記（5）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

具体的には、平成28年10月末日で終了する事業年度から平成30年10月末日で終了する事業

年度までの３事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）に対応する必要資金として金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役及び上級執行役員に付与されるポイントの上限数は、上記（４）のとおり１事業年度当たり合計28,000ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、84,000株を取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なおご参考として、平成27年12月16日の終値626円を適用した場合、上記の必要資金は、約53百万円となります。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として３事業年度ごとに、以後の３事業年度（以下、「次期対象期間」といいます。）に関し、本信託設定時と同様の方法で、本制度に基づく取締役及び上級執行役員への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を本信託に追加拠出することとします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする次期対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（取締役及び上級執行役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役及び上級執行役員に対する株式の給付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、次期対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示します。

（７）株式給付時期

当社の取締役及び上級執行役員は、退任時に所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記（４）で付与を受けた確定ポイント数に相当する当社株式について、本信託から給付を受けることができます。

（８）本信託内の株式に係る議決権

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（９）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存す

る配当金は、その時点で在任する取締役及び上級執行役員に対し、各々が保有するポイントの数に応じて、按分して給付されることになります。

（10）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役及び上級執行役員に交付される金銭を除いた残額が当社に交付されます。

【本信託の概要】

① 名称：株式給付信託（BBT）
② 委託者：当社
③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社
④ 受益者：取締役及び上級執行役員を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定です
⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
⑦ 本信託契約の締結日：平成28年３月18日（予定）
⑧ 金銭を信託する日：平成28年３月18日（予定）
⑨ 信託の期間：平成28年３月18日（予定）から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場：神奈川県相模原市中央区小山1丁目15番30号
当社　本社棟　2階　会議室
TEL 042−772−2101（代）

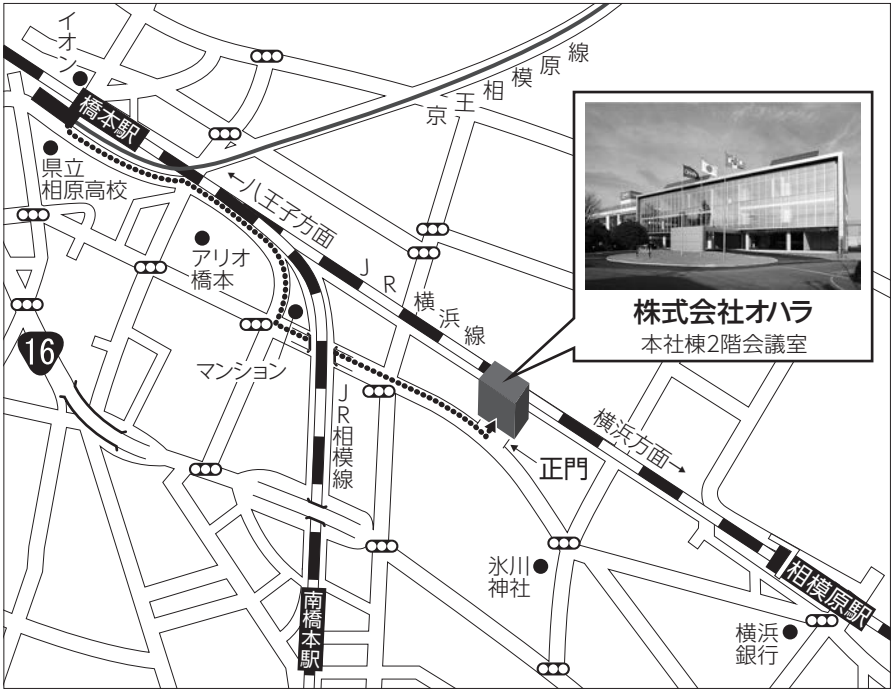

<交通> JR線、京王線　橋 本 駅　南口より徒歩約20分
JR線　相模原駅　南口より徒歩約20分

■ 橋本駅南口からの無料シャトルバスのご案内

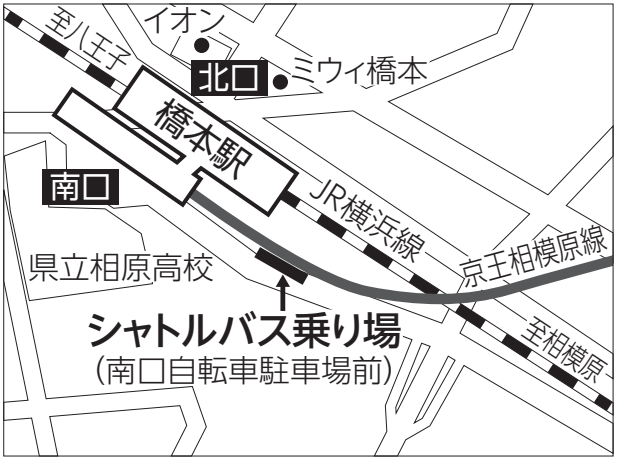

無料シャトルバス運行時刻表
9：00、9：20、9：40

※シャトルバス乗り場には案内係がおります。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。